

## 第2 目指す姿と取り組みの方向

福岡市は、平成16年度に「自治協議会制度」を創設し、住民自治及び市民と行政との共働によるまちづくりを推進してきた。

多くの地域において自治協議会を中心にコミュニティづくりが進み、コミュニティと市の共働も徐々に進展しつつあるが、依然として「『自治』や『自治協議会制度』に関する市とコミュニティ双方の認識の不足」「住民の自治意識の希薄化」「コミュニティ活動を担う人材の不足」など、多くの解決すべき課題がある。

今後、市とコミュニティの双方が、改めて目指す姿を確認し、その姿の実現に向け取り組んでいくことが重要。

### 《 目指す姿 》

#### < コミュニティと市が共働している >

「住みよいまちをつくる」という共通の目標に向け、コミュニティと市が、それぞれの役割を果たしながら、対等なパートナーとして、双方で知恵を出し合い、力を合わせて取り組んでいる。

#### 取り組みの方向

- コミュニティと市の対等なパートナー関係の確立 [第3-1]
- コミュニティの基本単位である校区重視の施策の推進 [第3-2]
- 地域支援部の充実・強化 [第3-3]

#### < コミュニティの自治が行われている >

コミュニティにおいては、

- ・地域の課題を解決し、住みよいまちをつくるため、住民が、自治協議会を中心に、自分たちの地域(校区)のことを話し合い、必要な活動を決定・実施している。

「まずは自分たち(コミュニティ)で取り組みを行い、自分たちだけでは不可能なことは市に依頼する」という考え方が基本であり、発想の転換が必要。

市においては、

- ・コミュニティの自治が確立され、住民の合意のもとで民主的に運営されるよう取り組んでいる。
- ・自治のもとでコミュニティが行う活動に対し、必要な支援(コミュニティだけでは対応が難しい事項に関する支援など)を行っている。

#### 取り組みの方向

- 住民の自治意識の醸成 [第4-1]
- 自治の基盤づくり [第4-2]

目指す姿と取り組みの関係図

